

住みよいまちづくりにご協力ください

野焼きは法律で禁止されています！



野外でゴミを燃やす行為は、一部の例外を除き法律及び県条例で禁止されています。煙や臭い、灰の飛散など、周辺の住民の方々に対し大変迷惑になります。

罰則

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条〕

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科

周りの迷惑になっていませんか？

例外で認められる場合も指導の対象になります

野焼きが認められる例外はいくつかありますが、煙や臭いで周囲の迷惑となっている場合は、中止していただいたり、改善指導の対象になります。

例外的に行う場合も、できるだけ煙が出ないように配慮してください

やむを得ず燃やすときは、風の向きや強さ、時間帯に気をつける、よく乾燥して燃やすなど、できるだけ煙が出ないように、近所のお家へ届かないように、十分なお心配りをお願いします。

また、ゴミ袋に入れてゴミの日に出したり、リサイクルセンターへ持ち込むことも検討してください。詳しくはリサイクルセンターへお問い合わせください。

例外的に認められている野焼き（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条より）

- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ず行う焼却（例：農業の稲わら、雑草、剪定枝の焼却）
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：火祭り、とんど焼き）
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却（例：たき火、風呂焚き）

大竹市

環境整備課 環境整備係 [野焼きについて] 電話 0827-59-2154
環境整備課 リサイクルセンター [ゴミの出し方について] 電話 0827-52-5101